

養父市社会福祉協議会職員（正規職員を除く）慶弔に関する内規

この内規は、別に定める社会福祉法人養父市社会福祉協議会の慶弔規程に該当しない職員に対し、親族等の慶弔があったとき、次に定める表により本人又はその遺族に金品等を贈りその意を表する。

常勤嘱託職員及び常勤臨時職員					
死亡の場合			傷病	備考	
		香典	弔電		見舞金
本人		20,000 円		5,000 円	
同居 (生計同一)	配偶者	10,000 円			
	父母・子	5,000 円			
	その他親族	5,000 円			
別居	父母・子・兄弟姉妹				

(非常勤・パート・登録等) 臨時職員					
死亡の場合			傷病	備考	
		香典	弔電		見舞金
本人		20,000 円		5,000 円	
同居 (生計同一)	配偶者	5,000 円			
	父母・子	3,000 円			
	その他親族	3,000 円			
別居	父母・子・兄弟姉妹				

(施行日 平成 22 年 4 月 1 日)

手順

- 1 上記に該当する職員の上司は、その都度責任を持って当該処理の手配を行うものとする
- 2 該当者がある場合は、できる限り早い時期に、本部及び支部宛に訃報の詳細（別紙様式）を情報提供し、対処の連絡をとること